

社会福祉法人明松会評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明松会（以下「この法人」という。）定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したとき及びこの法人の業務のため出勤したときは、報酬として日額5,800円を支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため旅行したときは、社会福祉法人明松会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第(昭和26年法律第45号)59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。